

# 桶川市立朝日小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成 25 年 いじめ防止対策推進法 第 2 条「定義」）

上記の考えのもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性がある。」という基本方針にたち、全校児童を対象に事前の働きかけを行うことにより、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に向け対応する。
- ⑤ 学校と家庭・地域が協力して、解決に向け対応する。

## 2 いじめの未然防止

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることから始まる。

児童が学校で過ごす中で、一番長い授業の時間では「わかる授業、全ての児童が参加・活躍できる授業」を工夫し、授業中のストレスを高めないようにすることが大切である。

友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関する活動を道徳・特別活動・人権教育の年間計画に位置付け、どの学年どの学級においても必ず指導を行い、自己有用感や自己肯定感の育成を図る。いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

本校で行っているいじめ未然防止のための取組を以下に示す。

① いじめアンケートの実施

小さいじめの芽を見逃さないためと何がいじめに当たるのかの確認のために、全児童を対象に「学校生活アンケート」を毎月実施する。アンケート後、気になる児童については、個別に面談を行い、話を聞く。4月は人権アンケート、10月は個別面談前アンケート、また、長期休業日の後と合わせて、年11回の調査を行う。記入のあったものについては、入学年度ごとに次年度以降にも閲覧活用できるように在学中保存する。

② 防犯教室を通した取組

防犯教室を1年・3年で開催し、犯罪の危機から身を守るための知識と技能を学ぶ機会を設定する。

③ ソーシャルスキルトレーニングの実施

特別活動の中に「ソーシャルスキルトレーニング」の時間を各学年2時間ずつ計画し、友達との人間関係をうまく築くことができるようにする。必要に応じては、適宜時数を増やして実施する。また、児童理解についての新しい情報を提供する。

④ 家庭・地域・関係機関との連携等

○個別面談の実施。

○教育相談日の設定(月1回)

○防犯推進委員、防犯パトロール協力者等との連携

○PTA役員、民生児童委員、学校評議員、学校応援団(学習・安心安全・環境部)、地域ボランティアとの連携

○学校間の情報提供と連携等

○防犯教室の実施(1・3年)

⑤ ネット上のいじめへの対応

児童及び保護者が各種の情報機器の危険性を認識し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。

・情報モラル教育を道徳の年間指導計画に位置付け、発達段階に応じて指導する。

・保護者を対象に学校だよりや学校 HP で必要な情報を周知する。

⑥ 家庭・地域社会・関係機関との連携

学校だより、懇談会、連絡協議会等を通じて、情報収集といじめ未然防止の啓発に努める。

⑦ 配慮が必要な児童への対応

日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

⑧ 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

⑨ 保護者等への周知

学校いじめ防止基本方針をホームページへ掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、速やかに対応することである。

児童のささいな変化に気づくために、以下のような取り組みを行う。

① 健康観察は一人一人の顔を見て声を聞いて行う。

② いじめの早期発見のための定期的な調査を行う。

○いじめアンケート 児童(年11回) 保護者(年1回)

○学校アンケート(2学期後半) 児童および保護者

③ 定期的な教育相談の実施する

○個別面談(6月)

○教育相談日(月1回)

○個別面談(10月)

上記の取組の結果を吟味し、検証を行った後、いじめ防止対策委員会でいじめと認定された場合、5にあげた組織的な対応を行う。

4 いじめ防止等の対策のための組織と役割

(1) 学校内の組織

① 生徒指導・教育相談・特別支援推進委員会…月1回

○校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・特別支援教育主任

生徒指導部員(各学年1・教務)

○学年の様子、問題傾向を有する児童に関する現状や指導についての情報交換、共通指導、対策等について話し合う。

② いじめ防止対策委員会

○校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任

○いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、必要に応じて開催する。

※緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な措置をとるとともに、教頭に報告する。また、状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① 防犯推進委員、防犯パトロール協力者等との連携
- ② PTA役員、民生児童委員、学校評議員、学校応援団(学習・安心安全・環境部)、地域ボランティアとの連携
- ③ 学校いじめ防止基本方針をホームページへの掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

(3) いじめ防止対策委員会の役割

【未然防止】

・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む)があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

## 5 いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

### (1) いじめの発見・通報・相談を受けた時の対応

- ・担任・学年主任・生徒指導主任・教育相談主任・主幹教諭・教頭・校長に報告する。
- ・速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめ防止対策委員会を開き、指導を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への指導・助言を継続して行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習する等措置をとる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び関係機関と連携し、適切にかつ迅速に対応する。

### (2) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織において

は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、及びいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は速やかに次の対処を行う。

- ・重大な被害が生じた旨を、桶川市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

平成26年 4月 1日 本基本方針施行  
平成28年12月21日 本基本方針改訂  
平成28年 4月 1日 本基本方針施行  
平成30年 3月26日 本基本方針改訂  
平成30年 4月 1日 本基本方針施行  
令和 2年 7月22日 本基本方針改訂